

目 次

告 示

ページ

- 14 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正・・・ 1

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第14号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和2年11月13日から実施した。

令和2年12月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「

〃	大形支店	〃	上町支店
〃	松浜支店	〃	稲葉支店
〃	横越支店		
協栄信用組合	新飯田支店	協栄信用組合	白根支店

」

を

「

〃	大形支店	〃	松浜支店
〃	稲葉支店	〃	横越支店
協栄信用組合	新飯田支店	協栄信用組合	白根支店

」

に改める。